

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（平成十三年四月二十五日政令第百七十六号）

最終改正：平成十四年六月七日政令第二百号

内閣は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第二条第四項第二号及び第五項第一号、第三条第一項、第九条第一項、第十八条第一項並びに第二十四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（食事の提供を伴う事業）

第一条 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第四項第二号の政令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 沿海旅客海運業
- 二 内陸水運業
- 三 結婚式場業

#### 四 旅館業

(再生利用に係る製品)

第二条 法第二条第五項第一号の政令で定める製品は、次のとおりとする。

一 油脂及び油脂製品

二 メタン

(基本方針)

第三条 法第三条第一項の基本方針は、おおむね五年ごとに、主務大臣が定める目標年度までの期間につき定めるものとする。

(食品関連事業者に係る発生量の要件)

第四条 法第九条第一項の政令で定める要件は、年間の食品廃棄物等の発生量が百トン以上であることとする。

(再生利用事業計画に係る事業協同組合その他の法人)

第五条 法第十八条第一項の事業協同組合その他の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会
- 二 協業組合、商工組合及び商工組合連合会
- 三 商工会議所及び日本商工会議所
- 四 商工会及び商工会連合会
- 五 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 六 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会
- 七 消費生活協同組合連合会
- 八 農業協同組合連合会
- 九 漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 十 森林組合連合会
- 十一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人  
（再生利用事業計画に係る農業協同組合その他の法人）

第六条 法第十八条第一項の農業協同組合その他の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人
- 二 地区たばこ耕作組合、たばこ耕作組合連合会及びたばこ耕作組合中央会
- 三 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- 四 森林組合及び森林組合連合会
- 五 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- 六 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会
- 七 協業組合、商工組合及び商工組合連合会
- 八 民法第三十四条の規定により設立された社団法人

(権限の委任)

第七条 次の各号に掲げる農林水産大臣の権限は、当該各号に定める地方農政局長に委任するものとする。

ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 一 法第十条第一項、第二項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。第三項第一号において同じ。）、第五項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。同号において同じ。）及び第六項（

法第十一条第二項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。同号において同じ。）、第十四条第一項及び第二項並びに第十六条第一項の規定による権限 再生利用事業を行う事業場の所在地を管轄する地方農政局長

二 法第二十三条第一項及び第二項の規定による権限 食品関連事業者、認定事業者又は登録再生利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方農政局長

2 法第二十三条第一項の規定による財務大臣の権限のうち、国税庁の所掌に係るものについては、食品関連事業者又は認定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する国税局長（沖縄国税事務所長を含む。）又は税務署長に委任するものとする。ただし、財務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 次の各号に掲げる経済産業大臣の権限は、当該各号に定める経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第十条第一項、第二項、第五項及び第六項、第十四条第一項及び第二項並びに第十六条第一項の規定による権限 再生利用事業を行う事業場の所在地を管轄する経済産業局長

二 法第二十三条第一項及び第二項の規定による権限 食品関連事業者、認定事業者又は登録再生利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長

4 法第二十三条第一項の規定による国土交通大臣の権限は、食品関連事業者又は認定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第二百二十八号に掲げる事務並びに同条第八十六号に掲げる事務に係る同条第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）に委任するものとする。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十三年五月一日）から施行する。

### （経済産業省組織令の一部改正）

第二条 経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中第三十一号を第三十二号とし、第二十八号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第二十七号の次に次の一号を加える。

二十八 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）の施行に関する  
こと。

第六十五条に次の一号を加える。

五 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の施行に関すること。

（国土交通省組織令の一部改正）

第三条 国土交通省組織令（平成十二年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第六十一号を第六十二号とし、第五十七号から第六十号までを一号ずつ繰り下げ、第五十六号の次に次の一号を加える。

五十七 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに関すること。

第四条第二項中「第五十六号」を「第五十七号」に改め、同条第三項中「第一項第五十七号から第六十

号まで」を「第一項第五十八号から第六十一号まで」に改める。

第五十八条に次の一号を加える。

五 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取り  
まとめに関すること。

(食料・農業・農村政策審議会令の一部改正)

第四条 食料・農業・農村政策審議会令(平成十二年政令第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表総合食料分科会の項中「及び食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)」  
を「、食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)及び食品循環資源の再生利用等の促進に関す  
る法律(平成十二年法律第百十六号)」に改める。

附 則(平成十四年六月七日政令第二百号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年七月一日から施行する。